

民間社会福祉施設等整備資金利子補給金取扱要領

改正 平成15年10月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、民間社会福祉施設等整備資金利子補給金(以下「利子補給金」という。)の取扱いに関し、必要な事項について定める。

(交付の決定)

第2条 適正な法人運営及び施設運営が確保されておらず、不交付の決定を行う場合は山梨県社会福祉法人・施設整備等審査会設置要綱第2条第4号の規定に基づき、山梨県社会福祉法人・施設整備等審査会の意見を聴き、決定するものとする。

(知事が認める金融機関)

第3条 知事が認める金融機関とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 銀行法(昭和56年法律第59号)による銀行
- (2) 信用金庫法(昭和26年法律第238号)による信用金庫
- (3) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)による信用協同組合
- (4) 労働金庫法(昭和28年法律第227号)による労働金庫
- (5) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)による農業協同組合

(条件)

第4条 前条に規定する金融機関からの借入れについては、次の条件を満たす場合についてのみ利子補給金の交付を行うものとする。

- (1) 借入れは、証書貸付けによるものとする。
- (2) 借入額は、独立行政法人福祉医療機構の融資枠を限度とする。

(利子補給の額)

第5条 第3条に規定する金融機関からの借入れに対する利子補給の額は、借入時点における独立行政法人福祉医療機構の貸付利率に相当する額を限度とし、3.5%に相当する額をその上限とする。

附 則

この取扱要領は平成10年 4月 1日から実施する。